議会運営委員会会議記録

１　日　　時　　令和８年９月 25 日（金曜日）　午前 10 時 00 分開会　午前 10 時 55 分散会

２　場　　所　　第二委員会室

３　出 席 委 員　　東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

４　欠 席 委 員　　なし

５　委員外議員　　古畑議長、松田、渡辺、関原、利根川、和泉の各議員

６　事務局職員　　磯貝事務局長、上野次長

７　本日の会議に付した事件

１　付託案件審査

陳情第５号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

２　委員長報告について

３　議員発議について

４　議員派遣について

５　閉会中の継続調査の申出について

６　12月定例会の会期及び日程（予定）について

７　議会運営について

⑴　２常任委員会制について

⑵　市外調査について

８　その他

８　経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので直ちに会議に入ります。

オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに１回を基本とし、休憩中に発言の許可を求めてください。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

１　陳情第５号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情について

○東野委員長

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

協議題１、陳情第５号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情についてを議題といたします。

お手元に資料のほうが配られていると思いますが、お目通しいただきたいと思います。

本会議初日の、議長の措置報告に対する、近藤議員からの回答がお手元に配付されております。

議長のほうからお願いします。

○古畑議長

それでは、辞職勧告を受けて近藤議員からの回答書ということでね、皆さんのほうにもお配りをさせていただきました。

出すにあたっては、本人、個人的に会ってね、もうそろそろ、勧告をちゃんと受けていただきたいと、全会一致の決議と、それから政倫審まで作って、そしてそこを預けられた議長の判断であるんで、それを真摯に受け止めて、そこの空間では、やっぱり辞任すべきじゃないですか、辞任を決意してもらいたいということで重ねて申し上げたんですが、熟慮を重ねた結果、辞職勧告を受けたことを真摯に受け止めながらも、今後議員としての活動を続け、その責任と職務を全うしていくことを決意いたしましたという、皆さんのお手元のほうに配付されたものが、やっぱり出てきました。

ちょっとねえ、議会の権威とか議長の権威もありますんでねえ、それはないだろうというふうに本人に申し上げたんですけども、決意は変わらない。

何回も言ってきましたが、議会は議員を辞めさせるという権限はないんで、また本人はこういうふうな方向で結論を示してきましたので、皆さんにはそうお伝えするしかない。

こちらとしてもですね、メンツが潰れたとか何とかっていう気持ちは、とても強くありますけどね。やっぱり議会の権威としましては、非常に残念な回答であるということであります。

以上です。

○東野委員長

ありがとうございました。

今ほど議長からありましたとおり、継続の意思を近藤議員は示しております。

皆さんご周知のとおり、議会運営委員会の構成されるメンバーは、政治倫理審査委員会の構成されるメンバーでございます。

近藤議員の意思についてですね、皆さんからそれぞれ、議会運営委員会、政治倫理審査委員会の立場両方を受けてですね、ご意見賜りたいと思っております。

その後に陳情の取扱いをどうするかという方向性をしっかり定めたいと思いますので、お願いいたします。

○保坂委員

今日いただいた近藤議員の辞職勧告の回答でありますけども、私は正直言いまして、このちょうど真ん中の、「その上で熟慮を重ねた結果」の熟慮を重ねた部分がまず分からないっていうところと、あと下から３行目ですね、「信頼の回復に努めてまいります」ってあるんですが、糸魚川市議会、また議長からは、辞職することが信頼回復の一手法ということでおっしゃったところに対して、近藤議員の言う信頼回復に努めていくっていう部分が、やっぱり大分その責任の重さについて、かい離しているということで、辞職勧告やむなしということだと思いますので、既定どおり辞職勧告を出す方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○古畑議長

私、一つ聞きたいんだけど、中村委員がいらっしゃいますけど、クラブとしてはどういう判断したんですか。

クラブとしてはご一緒に、今後ともやっていくつもりなんでしょうかねえ。

クラブ長っていうものがさあ、やっぱりクラブに対してある程度の責任を持って、指導とかも、助言だとかも、こういうふうにしていくべきだと思うんですよ。

中村さんは今回にあたっては、どういうふうな指導されたんですか。

○中村委員

３人で何度か話をさせていただいて、本人の気持ちも聞きました。当時の気持ちはここに書いてあるとおりだというふうに思うんですが、うちの会派としては、本人が決めることであるので、会派としてどうとかっていうことじゃなくて、本人がやるという、続けたいということを申し上げているので、今後もしっかりと指導して、３人で今後進めていければいいなっていう話はしています。

○古畑議長

あのね、ちょっと議長としてはさあ、やっぱりクラブ員がこれだけの問題を起こして、議会の決議だとか議長の判断を示したり、勧告を受けた立場で、クラブとしては何らかのさ、責任なり、若しくはメンバーをね、クラブから除外するとか、そういうふうな姿勢っていうものはさあ、示すべきだと思うんですけどねえ。

その辺の話は、全く本人本位で、本人の判断次第であれですかね、終わりにしてしまっていいんですかね。

○中村委員

最終的にどこでこれが終わるのか分かりませんけど、本人は続けると言ってる以上、私らも辞めろという話もできませんし、一応どういうふうな決着がつくのか、それを見てからしっかりと話合いをしようということで話はしてます。

○古畑議長

でもそれではさ、クラブとしての責任だとか、クラブとしての体、やっぱりなしてないんじゃないかなと思いますよ。

やっぱり、かつても問題があった場合はさあ、中にはもうクラブ解散したりとかっていう、本当に重く受け止めたクラブだってあるわけだし、そこはやっぱりねえ。

中村さんだって、議長経験おありだし、キャリアも長いんだから、そこはやっぱり新人の議員に対してさ、毅然たる態度でやっぱり臨んでほしいと。もう議長としてはね、そう思いますよ。

これで終わります。

○田中委員

今、正直、１回目の辞職勧告決議、それから今回の倫理規則、その回答等、私は残念な気持ちだなというところであります。

今文書のほう、資料見させていただく中で、いろいろと思うところもあるんですけれども、まずはこの間のことで、市民からすごくいろんな意見をいただいて、そのほとんど、全部が、もっと厳しく対応できないものかという意見が非常に多いし、ちょっとその辺のところも厳しく受け止めなければいけないなと思ってるんですけども、それぞれの市民の皆様には、こういうことでできないんだよというようなことの話は、説明をさせてもらってるんですけれども、なかなか、これが始まってからもう９か月、10か月という手続きの中で、ほとんどというか、全然この回答に即したような理解は、市民の中からは、私は聞かれていないという中にあって、今回の陳情のほうがあるわけですけれども、その辺のところも含めて、今後またやっていく必要があるのかなと。やはり議会としては、一貫した姿勢というものが必要なのかなと。

あと、今回この文書の中で、先ほど保坂委員もいろいろと何か所か指摘されましたけれども、今までなかった言葉で、「市民から託された議席の重み」というふうにあるんですけれども、今回のことを受けて、ちょっとこれ聞きながら、逆じゃないかなっていうか、今までこういう言葉はなかったんですけれどもね、この託された議席の重みって、その託した人たちの思いっていうのは、我々も普段感じるところなんですけれども、ちょっとこういうふうになるっていうか、こういうふうなことを想定していなかったんじゃないのかなと、思ったりもするところであります。

ちょっと取り留めのないことになっちゃって、意見であります。

○中村委員

田中議員とはちょっと逆なんですけど、私の同じ会派という立場もあって、皆さん私にそういう話をしないのか分かりませんけど、あまり私のところには、どうしたんだとか、辞めさせるとかって話はほとんどないんです。

それから私も髙鳥先生にも何回か会って、先生のほうがどうしたっていう話をされるんですけど、先生のほうからも、それに対してのどうしろっていう。

○東野委員長

ちょっといいですか。

公式の場ですけど、固有名詞等大丈夫ですか。

○中村委員

大丈夫です。

そういう話もありませんし、県議のほうからも、もうそろそろ終わってもいいんじゃないのかねっていう話しか、私受けてないんで、あんまり強く、辞めさせるとか、どうだとかっていう話は、私の耳には入ってきてないというのは事実です。

○東野委員長

暫時休憩します。

＜休憩中＞

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

○保坂委員

この場ではちょっと言うの差し控えてたんですけど、いろんな国会議員、県会議員のことも出ましたんで、私、今回の辞職勧告決議に関しては、１回目もそうなんですけども、糸魚川市議会始まって以来、初の辞職勧告決議っていうことで、ヤフーニュースであるだとか、いろんなとこで取り上げられて、糸魚川市若しくは糸魚川市議会のイメージが非常に悪く映ってるってところを懸念しておるんですね。

人口減少対策だ、高齢者対策だって、何とか糸魚川の人口を減らさないように頑張ろうって、皆さんこうやって取り組まれてるわけですよ。そういった中で、糸魚川市のイメージが、非常に私は悪いニュースだと思ってるんですよ。

市会議員がそういう自分の職務を軽んじてる。そういう議員のところに住みたいですかと。移住したいんですかと。働きたいですかと。というようなことを考えたときに、私はそれじゃいかんと思うから、厳しい対応をとっていかなきゃいけない。議会はそうでなきゃいけないっていう思いで、好き好んで言ってるわけじゃないんですよ。いろんなことを考えて、辞職勧告っていうものを導き出してる結論であるわけですよ。

今回は市民からも意見書というか陳情があって、もう１回調べてくれと。２度目を出してくれっていうのは、やはり辞めるのが、この責任を全うすることに値するということを気づいてくださいねっていう、私は市民の声だと受け止めてるわけですよ。

それを、その熟慮の部分は何も説明しないで、反省してますって言われても、こっちも納得がいかないですし、あとまた会派におかれましては、辞職勧告決議が１回目あった後に受け入れて、３人で調整していこうということだったんですけども、結局今の結果にいたっては、その経過も努力事項も、努力したその成果も何も見えてないわけですよ。

だから、今後はさっき国会議員と県会議員とその３人のクラブとしては、その近藤さんがやったことは不問に付すというような、感覚で受け止めたんですけど、私はそれは良くないなというふうに思ってますんで、やっぱり糸魚川市のイメージ、糸魚川市議会の社会に与えるイメージっていうところも、やっぱり勘案した結論っていうものを、この委員会は出さなきゃいけないというふうに思いますんで、ぜひ皆さんが厳しく検討いただきたいと思います。

意見です。

○宮島委員

創生クラブの中村委員に確認したいんですが、昨年の12月19日に辞職勧告決議案が出されたときに、中村委員も、それから田原実議員も、その決議案に賛成されたと記憶しております。

ということは、その時点では辞職が相当だと。会派のお二人は判断されたってことですね。

その後、ご本人の意思が議員を継続するという意向だっていうのは、散々お聞きして分かりますが、その今の段階でもですね、中村委員と田原実議員は、やはり辞職勧告が相当であると、辞職が相当であると判断されているんでしょうか。それとも、もうそれは12月19日以降、変容してですね、ご本人がもう意向を最優先して、意向に任せるというふうに、創生クラブとしては方針が変わってるんでしょうか。それ確認です。お願いします。

○中村委員

本人は、この文書どおり、今後、議員を続けていきたいということを申し上げているもんですから、最終的な結果が出るまでは、私らほうから辞めろとか続けろとかってことは、私も田原さんも話はしてないです。

最終的に本人が結果を出した時点で、もう１回話をしましょうということです。

そこで終わってます。今のところ。

○宮島委員

近藤議員から提出された文書の中でですね、先ほど田中委員も取り上げた、「市民から託された議席の重みを胸に」っていう言葉があります。

これは近藤議員ももちろんそうなんですけれども、近藤議員に辞職勧告決議案を再度決めた我々も、市民に任された重みを持ってるわけですね。

その重みを持ったかなりの人数の人間が、やはり今回の案件は厳重注意ではなくて、辞職勧告が相当であるというふうに判断されたわけですね。

皆さん、市民の重みを持ってる人なんです。そういう重みを持った人が判断したことに対して、どう感じてるのかっていうのは、この返答にないので、それがちょっと残念なところです。

それから、「より一層、自らを律し」っていう言葉があります。これはですね、文字どおりこうであれば、私も評価したかったんですけれども、例えば12月19日以降ですね、どのように近藤議員が議員活動されてきたか。例えば問題になったお酒、それを一旦断ってですね、一旦律する、そういう姿勢が見えてれば、かなり評価できたと思うんです。

それから、議員として出るべき、例えば地域の学校の行事、そういったものにもきちんと出てですね、多分市民からは鋭い目で見られると思いますが、それでもやはり自らを律する行動の一つとしてですね、そういった態度を見せてくれればですね、かなり評価できたと思うんですが、残念ながらそういうことがないんですよね。

それから、第一委員会室ですか、記者会見みたいな形でされたときも、なんかにこやかに笑ってるシーンが放送されてましたよね。ああいったところを見ると、本当に今回の案件を、真摯に反省されてるのかっていうのが、残念ながら見えません。

ですから私も、現段階でもやはり、いったん辞職されてですね、議員の身分をなくしてですね、もう１回出直す。そういったものが相当なんじゃないかというふうに感じております。

○阿部委員

昨年12月からの話ですけど、辞職勧告が出て、ご本人が継続という判断をされて、また新たに政治倫理審査会が設置されて、その場でも辞職勧告が相当じゃないか、議長からもそういった判断が出た。しかもそれはもう、全会一致であるっていうところです。

やはり今までの、近藤議員の振る舞いであったり、行動であったりというところを見ましても、やはり何といいましょうか、頑張れというか、自らを律するっていう言葉にはまだまだ値しないのじゃないかなっていうところが見受けられますので、変わらず辞職勧告が相当なのではないかというふうに思っております。

○田原副委員長

私も糸魚川市で初めて政治倫理審査委員会設置されて、いろいろ本人にお聞きした中でも、やはり議員の考え方っていうのに対して、少し甘いなっていうのは感じました。

私も田中委員と一緒で、やはりいろんな市民の方から面と向かって、市議会に対してのご意見とかも、厳しい意見とかもいただいております。

今回その政治倫理審査委員会の結果を受け、議長が慎重な判断で、辞職妥当ということを示してる以上、再度私も辞職勧告決議を提出するべきかと思います。

○阿部委員

あとやはり、市民からですが、かなりご意見いただいてます。

頑張れ、続けろっていう意見は一つもないということをお伝えしたいのと、ちょっと発言があれなんですけど、この会をずっと今後も続けていくのかと思うと、かなり市議会にとっても損失であるというふうに思っております。

決着っていうものが、どのところで決着なのか分かりませんが、中村委員の言う。

本当に損失であるということを実感しております。

○保坂委員

私もあえて、私の支援者の方からは、辞めるのが当然だという認識でご意見を伺っております。

○古畑議長

私のほうにはですね、議長判断をしたことが、やっぱりニュースになりましたし、その後やっぱり、いやそう言わずに助けてやってくださいとか、続けさせてやってくださいという意見は一つも入りませんでした。

それどころか、地元横町、寺島の方から、本当に非常に厳しいご意見がありました。

それから、自分のやっぱりネットのね、書き込みの中にはですね、やっぱり税金を何だと思ってるんだと、せめて議員報酬は返還して欲しいとかっていうのが出てます。

まあ、１人の返還は寄附にあたるんでできませんと。やるとしたら、議員全体が連帯責任とって全部下げるかね。

それからもう一つ、近藤議員が昨年の12月から終わるまで、議員を続けたとして彼に支払われる報酬は1,000万とか1,500万だとかっていう、計算してよこした方もいらっしゃいます。

やっぱりそういうところでさ、続けるにしても何にしても、自分たちの税金が使われるんだということに対するさ、使って欲しくないっていうのがやっぱり強く来てます。

○東野委員長

皆さん意見出尽くしましたでしょうか。

表題のとおりですね、こちら陳情について結論を出すということでございますので、進め方として、起立採決で決めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

本陳情に関しまして、願意妥当と認め、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

［起　立］

○東野委員長

起立多数であります。

よって陳情第５号は採択することに決しました。

採択により、辞職勧告決議を発議第６号として提出したいと思います。

暫時休憩します。

＜休憩中＞

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど文書のほうを確認させていただきました。

それでは全部を読み上げたいと思います。

近藤新二議員に対する辞職勧告決議案。

糸魚川市議会は、昨年12月開催の総務文教常任委員会における近藤新二議員の、委員長に対する虚偽の発言、議長と委員長の制止に対して無断退席をするなどの行動、その後の議長等に対する虚偽の発言や、市民に誤解を与える発言などについて、政治倫理審査委員会を開催し、審査を行ってきた。

審査の結果、糸魚川市議会政治倫理規則に違反する行為が認められ、議長に対し辞職勧告を行うことが相当であると報告した。

審査結果報告と、近藤議員からの意見書を受け、本定例会初日、議長から近藤議員に対し、辞職されることが相応との措置報告が行われた。

これを受け、近藤議員は議員活動を継続すると議長に報告を行ったが、昨年12月の総務文教常任委員会での行動、その後の対応は、糸魚川市議会の信頼を著しく損ない、市民の負託を受けた議員として極めて不適切である。

また、議員に求められる品位及び責任ある行動を欠く行為であり、糸魚川市議会として到底看過できるものではない。市民からの負託に応えることは、法令や規律を守ることを前提とするものである。

既に、昨年12月定例会における辞職勧告決議の全会一致での可決、さらに議長からの措置報告を受けている状況下では、もはや議員としての責務を全うすること、信頼回復に努めることが、近藤議員の果たすべき責務とは言えず、市民から望まれているものと言えるものではない。

したがって、糸魚川市議会は近藤新二議員に対し、ここに議員の職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

このように文書を定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

暫時休憩します。

＜休憩中＞

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

この発議でございますが、提出者が委員長、私東野恭行、賛成者が田原洋子副委員長とさせていただきます。

これにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

２　委員長報告について

○東野委員長

協議題の２委員長報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝事務局長

それではご説明申し上げます。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、及び市民厚生常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたいとの申出がありますことから、最終日の日程事項といたしたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。それではただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長報告について、そのように進めることにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なし認め、そのように決しました。

３　議員発議について

○東野委員長

協議題の３、議員発議についてを議題といたします。

説明を求めます。

○磯貝事務局長

ご説明申し上げます。

お手元配付のとおり、発議第５号「私立高等学校等経常費助成費補助」水準の維持・向上を求める意見書が所定の手続きを経て提出されております。

また、先ほど、近藤新二議員に対する辞職勧告決議についてが、発議第６号として提出されることとなりましたので、この２件を最終日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただきたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。それではただいまの説明に対する質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ご意見ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員発議について、そのように進めることにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

４　議員派遣について

○東野委員長

協議題の４、議員派遣についてを議題といたします。

説明を求めます。

○磯貝事務局長

それではご説明申し上げます。

来月10月20日に糸魚川・大町二市議会議員連絡協議会が大町市で、10月23日に糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会が糸魚川市で、11月17日に糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会が朝日町で、それぞれ開催される予定となっております。

この議員派遣につきまして、明日最終日の日程事項として、議長発議で進めさせていただく予定としております。

説明は以上であります。

○東野委員長

説明が終わりました。それではただいまの説明に対する質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

○宮島委員

今の３件はいいんですけれども、塩尻市の交流というか、議員同士の会はずっとなくなってると思うんですが、それはもう、今後やらないんでしょうか。

○磯貝事務局長

コロナのときに交流が途絶えてというか、になってからですね、今まで２年に一度だったでしょうかね。

コロナ明けですかね、塩尻さんのほうにお話をさせていただいて、またそちらのほうの準備が整ったらお願いしますということで、お話をしておりますけど、その後、連絡をいただいてないという状態です。

私どものほうから、あまりせっつくのもあれかなということで、お話はしておりません。どこかでまたお話する必要があるのかなと思います。そこら辺は事務局を通じてお話をしてみたいと思います。

○東野委員長

他、よろしいでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員派遣について、このように進めることにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

５　閉会中の継続調査の申出について

○東野委員長

続いて協議題の５、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝事務局長

閉会中の継続調査の申出につきましては、協議題に記載のとおり、次期定例会の会期及び日程について（臨時会を含む。）、議会の運営等に関する調査検討事項について、の２点について、申出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質疑、ご意見はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。閉会中の継続調査の申出について、説明のとおり進めることにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

６　12月定例会の会期及び日程（予定）について

○東野委員長

続いて協議題の６、12月定例会の会期及び日程についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝事務局長

12月定例会につきましては、さきに市長から議長に対し、招集日を11月30日、月曜日としたい旨の協議があり、このことにより会議を12月17日までの18日間とすることでお願いしたいものであります。

会期中の会議予定につきましては、別紙のとおりであります。

一週間前議運についてですが、11月23日、月曜日が勤労感謝の日で祝日となりますので、一週間前議運は11月24日、火曜日の開催となります。

また、一般質問実施の申出の締切は、11月20日、金曜日となりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対するご質疑、ご意見はございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。12月定例会の会期及び日程について、説明のとおり進めることにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

７　議会運営について

⑴　２常任委員会制について

○東野委員長

協議題の７（１）議会運営について、２常任委員会制についてを議題といたします。

先般の議会運営委員会におきましてですね、おおむね２常任委員会でいきましょうということでお話が進められました。

その中で、行政側の意向も確認すべきではないかということで、議長からご意見いただきまして、その後、嶋田政策監と対話をしまして、二つの常任委員会にすることについての率直なご意見を賜りましたが、結論から申し上げますと、２常任委員会に対して否定することもなく、基本は議会の皆さんがこのように進めるという方向性を決めていただくのであれば、それに従うまでですという、そういう回答でございました。

が、地域協働課のポジションについて、やはり少し危惧するコメントも聞かれております。それについては、一度決めて、進めていく中でまた適性を見ながら進めながら考えていけばどうでしょうかという、そんなお話にとどまっております。

それを受けましてですね、この２常任委員会制もそろそろしっかり決めていきたいところでございますが、また行政のお話を受けてですね、皆さんのほうからご意見があればお伺いしたいと思います。

基本ですね、次回の委員会までに、決定案をそれぞれ考えてきて欲しいというのが本音でございます。

またこの後にですね、休会中にちょっと委員会の開催の提案をさせていただくんで、そこまでに２常任委員会の素案を決めていきたいと思います。

今時点で、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○宮島委員

前回のご提案を受けて、会派で話し合った結果についてご報告いたします。

分け方はおおむねいいんですけれども、市民に関わる度合いが大きい部署ですね、具体的には、危機管理課と消防本部、これを市民文教常任委員会、文教厚生委員会ですけど、そちらのほうの所管にですね、入れたらどうかっていう意見でまとまってると。以上です。

○東野委員長

会派のほうでお話し合いしていただいて、危機管理課と消防のほうを、今まで総文にあった部署ですが、市民のほうに移動したいと、そういった案でございます。

どれもこれも一理あるお話かと思います。

また、慎重にですね、会派のほうに持ち帰っていただいて、次回ちょっとまだ日程決まってませんが、委員会までに決めたいと思います。

現段階でいかがでしょうか。今回はよろしいでしょうかね。

それでは２常任委員会について、次回開催の委員会までにしっかりと素案を作って委員会に臨み、その場で決定していく方向で進めたいと思います。

そのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

⑵　市外調査について

○東野委員長

次に、協議題の７（２）市外調査についてを議題といたします。

シルバーウィークのお休みのところ、議会運営委員会のグループチャットにおいて、皆様に視察先をチョイスしていただき、迅速な対応で候補地を挙げていただきましたことに、まずもって感謝申し上げたいと思います。

今ほどですね、このグループチャットの中に出た候補地として、新潟市、妙高市、ちょっと内容は割愛しますけども、岡山県総社市、栃木県那須塩原市、岐阜県高山市、富山市。立川市、上越市、議長提案ですね、というふうな提案をいただいております。

そういった中で、内容を確認し、先方と連絡を取り合いしてますと、まず日程から決めるんですけども、なかなかその日程と符合しないっていうケースが多々ございますので、そういった中で皆

様からいただいた候補地プラスアルファでですね、また決めていきたいと思いますが、そのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

また、候補地のほう、情報開示していきたいと思います。日程のほうもあわせて、申し上げたとおり、決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

８　その他

○東野委員長

次に協議題の８その他でございます。

まず、事務局からございますでしょうか。

○磯貝事務局長

一点お願いいたします。８月24日の議会運営委員会で決定いただきました、令和８年熊本地震に対する義援金につきまして、17人の議員からご協力いただけることとなりました。

つきましては、全国市議会議長会を通じまして、17万円の支援手続をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

暫時休憩します。

＜休憩中＞

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

○保坂委員

お願いします。

ハラスメント防止条例の改正等の関係で、皆さんに、改正の中に政治倫理規則との絡みもあって、あと行動指針の関係で、そろそろ決めていかなきゃいけないということで、今中身はちょっとも何も持ってないんですけど、日程をですね、今後、議運の日程組まれるってことなんで、その日程の中でどこかの、今さっき議長もおっしゃってましたけど、かなり日程が混み混みなんですけども、私らが揃えばいいわけなので、例えば午前、午後でも、その時間をちょっと取っていただくような

手配をぜひお願いしたいということと、あと話合いのポイントは、やっぱりその防止条例の、議員と市職員のところを重点に置くか、あと市民のところまで拡大するかっていうところと、あと政治倫理規則の合わせ方、ハラスメント防止条例と政治倫理規則の合わせ方のところで、皆さんからのご意見を伺って、粗々、さっきの２常任委員会と同じで、粗々、私達もちょっと決めていきたいと思いますので。

こっちから何か出せる資料等あれば、事前に皆さんに出して、その議運までにまた検討してもらうという形をとりたいと思いますんで、ぜひその日程のほう、ぜひ委員長のほうから調整をしていただきたいということであります。

よろしくお願いいたします。

○東野委員長

保坂委員の日程調整の件ですね。今ほどその他の部分で、私もお話させていただこうと思ってたんですけども、まず10月にですね、一回、議会運営委員会を開催する中で、先ほど申し上げました２常任委員会と、このハラスメントの件ですね、ハラスメントの部分でございますけども、しっかり定めていきたい、決めていきたいと思っておりますので、10月中にお時間をまず頂戴したいと思います。

そういった中で、その議長含めて８人、集まる前にですね、一度ワーキングチームとですね、私と、委員長と打合わせさせていただいた上で、この委員会に臨んでいきたいと思います。その中で、保坂委員がおっしゃった内容を協議していきたいと思います。

暫時休憩します。

＜休憩中＞

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど申し上げました議会運営委員会、閉会中の委員会でございますが、正副のほうで相談させていただき、10月中に開催できるように日程を調整し、皆さんにご連絡申し上げたいと思います。

そのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように進めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

その他ございますか。

よろしいですかね。

なければその他を終結いたします。

以上で本日の協議題は全て終了いたしました。

本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○東野委員長

異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長